

大津市クレー射撃協会会則

第一章 名称及び事務所

- 第1条 本協会は、大津市クレー射撃協会と称する。
- 第2条 本協会は、事務局を浜崎銃砲火薬店に置く。

第二章 目的及び事業

- 第1条 本協会は、大津市内の射撃競技を愛好する者の団体として、クレー射撃を通じ、スポーツ精神の高揚と会員相互の親睦並びに射撃競技の普及、向上を図る事を目的とする。
- 第2条 本協会は前条の目的達成の為に次の事業を行う。
1. クレー射撃競技に関して、宣伝と啓蒙および普及等の企画並びに実施を行う。
 2. 射撃選手の養成並びに各種クレー射撃大会の主催、又は後援を行う。
 3. その他本協会の目的遂行に必要な諸事業を行う。

第三章 組織

- 第1条 本協会の会員は主に、市内に在住する、あるいは在勤もしくは在学する同好者で構成する。
- ※但し、滋賀県スポーツ協会の出場は下記の滋賀県スポーツ協会の参加基準に準ずる。
『滋賀県内に在住、在勤、在学または滋賀県出身のアマチュア競技者とする。
但し、滋賀県内に居住する者にあつては大津市の、滋賀県内に居住しない者にあつては、勤務地学校所在地、親や家族のある大津市の予選会等を経て、大津市スポーツ協会から参加申込された者とする。』
- 第2条 本協会の入会は、原則として本協会の理事会の承認を得るものとする。

第3条 本協会の会員が会則に違反し、もしくは本協会の名誉を棄損した場合は、理事会の決定により除名する事が出来るものとする。

第4条 本協会の会員が本協会の活動に参加せず、その期間が2年を超えた場合は事務局長より該当会員に対し会員継続の意思確認を行い、確認が取れない場合は該当会員を休眠会員とする。休眠会員は会議における議決権を有しない会員とする。但し、休眠会員が本協会の活動を再開し、該当年度の年会費を支払った場合は休眠会員では無くなり、会議における議決権は復活する。
尚、休眠会員の期間の未払年会費の遡及支払は不要とする。
(第三章 第4条は2015年3月1日追加 2015年4月1日施行)
(第三章 第5条は2023年3月11日削除)
(第三章 第1条は2024年3月9日変更)

第四章 役員

第1条 本協会の役員は次の通りとする。

1. 相談役若干名
2. 会長1名
3. 副会長2名
4. 理事若干名
5. 監事2名
6. 事務局長1名

※理事会は、相談役、監事を除く、役員で構成するものとする。

第2条 各役員の任期はいずれも2年間とする。但し、再選を妨げないものとする。

第3条 会長、副会長以外の役員に欠員が生じた場合は、理事会において補充の決定ができるものとする。但し、後任者の任期は前任者の残存期間とする。

第4条 会長は、理事会の推薦を経て、理事会において決定する。

第5条 副会長、事務局長は、会長が推薦し、理事会において決定する。

第6条 理事及び監事は、総会において選出し、総会において承認する。

第7条 会長は本協会を代表し、会を統括する。

第8条 理事会は、本協会の最高執行機関として会の運営に当たる。

第9条 会計は、理事会において選出し、総会において承認する。

第10条 相談役は、理事会において推薦し、会長がこれを委嘱する。

第五章 会 議

第1条 会議は、総会、理事会とする。

第2条 各会議の決定は、出席者の半数以上により決定する事が出来る。

第3条 総会は通常総会及び臨時総会とし、通常総会は毎年1回開催とし、臨時総会は理事会において必要と認められた時、会長が決定し、これを招集するものとする。

第4条 通常総会においては次の事項を審議決定する。

1. 事業計画及び運営の予算、決算について
2. 会則の変更
3. 役員を選任及び解任
4. その他必要事項

第5条 本協会の運営経費は、入会金、年会費、寄附金並びにその他の収入を以ってまかなうものとする。

・会員は入会金、年会費を納入しなければならない。

※途中入会の年会費については、前期、後期に分けて支払うものとする。

第6条 本協会の会計年度は、毎年4月1日より始まり、翌年3月31日までとする。

付 則

本会則は2012年6月10日から施行する。

雑 則

入会金は、2,000円、年会費は会員、準会員共に3,000円/年とする。

但し、女性及び20才以上の学生は入会金、年会費共に半額とし

20才未満の学生は入会金、年会費共に全額免除とする。